

第3回 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会
議事録

日時：令和6年9月26日（木）14：00～16：00

場所：霞が関ナレッジスクエア、ハイブリッド会議

出席者：

（1）構成員及び関係団体（敬称略、五十音順）

構成員：宍戸構成員、清水構成員、長田構成員、森構成員、山本構成員、若目田構成員

関係団体：新経済連盟、全国消費者団体連絡会、全国消費生活相談員協会、

日本IT団体連盟、日本経済団体連合会

（2）個人情報保護委員会

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、香月参事官、

吉屋参事官、片岡政策立案参事官、芦田企画官、他

○事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまより「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」第3回を開催させていただきます。

今回は、会場とオンライン参加を併せたハイブリッド開催としております。

本日は、中川構成員、主婦連合会は御欠席でございます。また、山本構成員は15時めどで御退席される予定となっております。

開会に先立ちまして事務局より資料の確認をさせていただきます。本日は、資料1～4に加えて参考資料が四つございますので御確認をお願いいたします。なお、第2回検討会における主な御意見については参考資料1にまとめております。

本日は、資料を投影しながら議事を進行いたします。傍聴の皆様におかれましては、会議URLと併せて資料を掲載しているホームページのURLもお送りしておりますので、そこから御参照いただいても結構でございます。

なお、会議中、オンライン参加の構成員及び関係団体の皆様は、会議システムの都合上、大変恐縮でございますけれども、御発言時以外はマイクをオフにしておいていただきますようお願いいたします。カメラについては常時オンをお願いいたします。

御発言を御希望される際には、現地出席の方におかれましては挙手をお願いいたします。オンライン出席の方におかれましては、挙手ボタンではなく事前にチャット欄に御発言を希望される旨を書き込んでいただきますようお願いいたします。それらを見て座長から発言者を御指名する方式で指名させていただきます。御発言に当たりましては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。

そのほか、オンライン参加の方におかれましては、何かございましたらチャット機能で随時事務局にて御連絡をいただければ御対応させていただきます。

それでは、以後の進行を清水座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします

す。

○清水座長 皆様、こんにちは。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、本日の検討会の議事の流れでございますけれども、前回の検討会におきまして意見募集の結果の報告をした上で、特に課徴金、団体訴訟の関係について一層の意見集約作業が必要であると考えられるため、本検討会において、まずはこれらの論点について中心的に議論を進めることを確認いたしました。

また、この二つの論点について議論を行う際に、現在どのような問題が起こっており、現行制度との関係がどうなっているのかという立法事実や想定され得る制度の内容・要件等について、具体的にお示しした上で議論を進めることが重要ではないかという御意見を複数いただきました。

これらを踏まえまして、本日、第3回目の検討会の議事の大きな流れとしましては、まず、議事2としまして、総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）における受付状況等について事務局より説明をさせていただきます。

続いて、議事3としまして、現行制度と検討の方向性になりますが、この部分については、まずは個人情報保護法の違反行為に係る事例を御紹介した上で、課徴金制度と団体による差止請求制度及び被害回復制度についてそれぞれ事務局より説明させていただき、質疑及び意見交換を行いたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、総合案内所、議事2に移ります。

まず、資料1-1、1-2に基づいて事務局より説明をお願いいたします。

○片岡政策立案参事官 個人情報保護委員会事務局参事官の片岡でございます。私からは総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）について、こちらの資料により説明いたします。

前回の検討会では監視・監督活動と漏えい等報告について説明した際に、不断の監視における情報収集の方法として、漏えい等報告以外にもこちらに示している相談ダイヤルを設置しているということ、そして、こちらで第三者提供や不適正利用などといった幅広い規律に関して、こちらで収集した情報により破産者サイトの不適正利用に対する勧告、命令につなげた事例があったということですか、あるいは日々多数の相談者からの苦情に対して問題を解決するために必要な個人情報保護法やガイドラインの規定を示しまして、当事者間の自主的な、より幅広い規律に関する問題解決の手助けを行っているという側面があるということをお説明いたしました。

こちらの資料でも記載のとおり、真ん中辺りに三つ、質問に対する回答は法の解釈・制度に関する一般的な質問に応じるというもの、苦情に対する助言は相談者と事業者との間に生じた個別具体的な苦情に応じるというもの、あと、苦情あっせん対応は苦情のうち相談者と事業者の間で解決することができない事案について委員会が相談者と事業者の間に立って苦情あっせんを行うというもの、こういった役割を担っているということでありませう。

なお、相談ダイヤルは電話による相談窓口でございますけれども、委員会では質問チャットも設置しております。これは右上に示しておりますが、24時間、法の基本的な質問に対するAIを活用した自動応答のチャットボットであります。

次のページに委員会のホームページの画面を示しておりますが、こちらの真ん中の青いボタンの「チャットボットに質問する」をクリックしていただければ、専用サイトで質問できるようになっているということです。委員会としては、こういったITツールを使って効率化するため、単純な質問の内容はチャットボットに寄せて、苦情に対する丁寧な説明やあっせん部分への対応に人員を寄せるようにしております。ちなみに現時点でのチャットボットの利用状況ですけれども、相談ダイヤルの質問件数をやや下回る件数の8割程度で対応しているということでもあります。

次のページから電話による相談窓口での民間部門に関する受付件数を示しております。令和元年度以降の受付件数の実数を示しております。足下の令和5年度は苦情が約7,000件、質問が約14,000件、総数で約22,000件を受け付けているということでもあります。

4ページは、より分かりやすくグラフ化したものですが、令和2年度から3年度は質問を中心に大幅に増加しておりまして、4年度はさらに増加している。これは令和2年度改正法の施行が令和4年度からということで、その直前から質問件数が増加したということでもあります。令和5年度では法改正要因が剥落してやや落ち着いておりますけれども、それでも日々多数の件数を受け付けているということでもあります。

質問が苦情の2倍程度で推移しておりますけれども、先ほど申しましたように単純な質問はチャットボットに寄せていきたいと考えておりまして、苦情あっせんにしっかり対応していきたいと考えております。

苦情について主体別に示したのですが、苦情は当然ながら個人から寄せられるものが大半です。苦情を内容別に示したグラフですが、これは令和4年度の改正法施行後、漏えい等報告、正確性の確保、適正利用といったものが追加されていますが、件数としては第三者提供が最も多く、次いで利用目的、開示が多いということでもあります。

個人の権利利益の侵害に直接的な影響を及ぼす可能性の高い不適正利用、不正取得も年間で見れば相応に多いということでありまして、不適正利用は、令和4年度に543件と多めでしたが、これは破産者サイトに関する情報を500件以上受け付けたものでありまして、事業者に対する勧告、命令、刑事告発に至る監視活動への活用を図ったということでもあります。

こちらは質問について主体別に示したグラフですが、質問については事業者から寄せられるものが多いということでもあります。その他というのは弁護士の方などからの質問です。

8ページですが、質問を内容別に示したグラフで、令和4年度の改正等施行後、漏えい等報告が追加されております。件数としては第三者提供が最も多く、次いで直近の令和5年度は漏えい等が多く、このほか、利用目的、定義が多いということです。

第三者提供に関する質問としては、具体的にはクラウドサービスを利用することは本人の同意が必要な第三者提供に該当するかなど、第三者提供の該当性を問うものが多いというところでございます。

9 ページですが、こちらは相談対応に寄せられた苦情について典型的な事例を中心に、条文順ではなくて苦情類型別の件数の多い順に並べております。第三者提供ですが、これは転職者からよく寄せられるもので、「かつて勤務していた事業者が同意を得ることなく応募先の事業者に対して本人の退職理由について情報を提供した」といったものです。そのほか、第三者提供についてはオプトアウトに関する苦情が多いわけですが、これは11 ページで御説明します。

一つ飛ばして、次の開示、利用停止等ですが、法第32条第1項及び第37条関係で、「事業者に対して利用停止の請求方法が不明であると問い合わせたけれども、手続を教えてくれない」、第38条2項関係で、「事業者保有個人データの開示を請求したのだけれども、事業者から案内された手数料が非常に高い」といったものが寄せられています。

10ページに移りまして、正確性の確保で、「退職したにもかかわらず事業者はいまだに私の個人データを保持しているので消去してほしい」とか、「事業者のサービスを退会し、利用する必要がなくなったので個人情報の削除を求めたが、事業者が応じてくれない」というものです。

あと、不適正利用の第19条関係で、「通院先の医療機関が患者の健康保険証を利用して健康保険組合に架空請求している。個人データが違法に利用されているのではないか」、あるいは「官報に掲載された個人情報をデータベース化した破産者マップがホームページに掲載されていて再就職に影響が出ないか不安である」といったものが寄せられています。破産者マップに関する苦情については、11ページでも御説明します。

不正取得ですが、これは結構多くていろいろ挙げていますが、「PCが突然操作できなくなってメッセージが流れて電話するように誘導されて電話で契約者名、住所を聞かれて、その内容を伝えてしまった」、あるいは「相談者がインターネット上で仕事を検索し、求人先の事業者に対して連絡を取って氏名住所を提供したものの、ほかの情報から事業所が詐欺行為を行っていることが判明した」などといったものがございました。

11ページは重大事案に関するもので、まず、破産者マップについてです。事業者が破産者マップを掲載し続けたことに対する苦情として、この情報が増え続けること自体が問題ではないのかといったもの、あるいは事業者が破産者マップの削除に応じないことに対する苦情として、「事業者にその情報の削除を請求したところ、事業者がその対価として12万円の暗号資産の支払いを要求していた」といったものがございます。

次にオプトアウト事業者に対する苦情について、名簿業者が第三者提供記録の開示等を拒否したことに対する苦情、名簿業者が本人に対して対応が十分でないということに対する苦情、例えば「連絡先が不明で連絡先に連絡してもつながらなかった」ですとか、「停止を求めて一旦停止されたのだけれども、その後、また提供されていた」といったものが

あります。そのほか、オプトアウト制度自体に対する苦情等もございます。

こういった破産者マップやオプトアウト事業者に対する苦情というのは継続的に寄せられておりまして、結構な件数に及んでいます。

以上が相談ダイヤルに寄せられた苦情の典型的な内容ですが、苦情に対して基本的に関連するガイドラインやQ&Aを案内し、苦情の相手方の事業者などに対して法律に基づいて要求していきなり、事業者側の事情を聞くなり、といったことをアドバイスしています。

こういった形で当事者間の自主的な解決のサポートを行っているわけですが、相談者と事業者の間で解決することができない事案については、委員会が相談者と事業者の間に立って苦情のあっせんを行っています。

また、特に苦情の中で問題があると思われる内容であれば、監視・監督ラインに話をつないで、対象となる事業者等に対する必要な監視・監督として対応していくこととしております。

破産者マップは令和4年度に、先ほど言いましたように500件ぐらい苦情が寄せられていたということで、これは受付当初から監視・監督ラインにつなげておりますけれども、このほかの事例として、例えば「事業者が漏えい等をしたようであるが報告していないのではないか」、あるいは「名簿購入時に販売事業者等からの質問に対してオプトアウト事業者であると言っていたけれども、委員会の届出を確認されたら、その届出がないようである」といったものを、監視・監督ラインにつないでいます。今後も相談ダイヤルの認知度を高めて、こういった不断の監視としての機能を高めていきたいと考えています。

なお、補足として、苦情がコンスタントに寄せられております名簿販売事業者に関して、今月、行政上の対応を取っておりますので紹介します。

資料1-2の1ページ目、こちらの冒頭に書いてありますように、コールセンター業務を行っている事業者の元派遣社員Xが不正に持ち出した個人データの売却先の名簿販売事業者2社に対して立入検査を実施したところ、個人データの取得・提供に関して法違反が認められたため、両者に対する指導を行うとともに、名簿販売事業者のうち1社の中央ビジネスに関しては虚偽報告がありましたので、刑事告発を実施したということでもあります。

まず、中央ビジネスについては、1点目として、平成28年から令和5年1月までの間に多数回、合計650万人分、Xから個人データを購入し、令和4年3月までの間、すなわち令和2年改正法の施行前までと、この業者は主張しておりますけれども、この個人データを第三者に販売していましたが、Xが本人の同意を得ていないと知りながら、違法にXから個人情報を取得したということで、不適正取得であるということでもあります。

2点目として、Xから個人データを取得する際、初回取引のみ口頭で盗品ではないということを確認するにとどまって、Xが個人データを取得したときの経緯を確認していなかったということで、第三者提供を受ける際の確認義務違反であるということでもあります。

3点目として、委員会から報告徴収を行ったわけですが、その際、令和4年4月1日から令和5年6月30日までの間、第三者からの個人データの提供を受けた件数は0

件と報告していましたが、実際にはXから個人データの提供を受けていましたので、虚偽報告ということで刑事告発したということでもあります。

次のページは、ネクストステージですが、こちらも1点目は不適正取得です。

2点目は、改正法の施行により令和4年4月以降、Xから不適正に取得した個人データをオプトアウト規定により提供することができなかったにもかかわらず、第三者提供について本人同意を得ることなく第三者に販売しているということで、第三者提供の制限に違反があったということでもあります。

3点目として、Xから個人データを取得する際、Xが個人データを取得した経緯を確認しなかったということで、第三者提供を受ける際の確認義務違反があったということでもあります。

今後も、情報収集力を高めて、こういった悪質な名簿販売事業者に対して的確に執行していく必要があると考えております。

私からの説明は以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問や御意見のある方は御発言をお願いいたします。

○新経済連盟 新経済連盟の片岡です。御説明ありがとうございました。

資料1-1のほうのデータについてお尋ねしたいと思います。苦情と質問が両方たくさん寄せられているということで、質問は事業者が多いけれども、苦情は個人が多いということだったと御説明いただきました。

この苦情の内容別というところで、6ページで色づけをしているいろいろ示していただいています。事業者としてふだん個人情報関連でよく苦情やお問い合わせをいただくものは、フィッシングなどで個人情報を取られてしまって、その情報を別のところで悪用されてしまったという内容です。なりすまされていたりとか、ある企業を名乗っていたりとか、フィッシングの場合も、フィッシングされた情報が利用される場合もありますが、そういった内容のお問い合わせが来ることが結構あります。フィッシングサイト、なりすましメールやSMS、そういった間違えて自分の情報をだまし取られてしまったというか、そういうものに関する苦情は、類型でいうとどれに入るか教えていただけますでしょうか。

○片岡政策立案参事官 ご質問いただきまして、ありがとうございます。不正取得に入ります。

○新経済連盟 そうすると、不正取得はそんなに苦情の数が多くないように見えます。それはフィッシングやなりすましなどは、あまり個人情報に相談してもしようがないと思っているからなのか、そのあたりで何かもし御存じのことがありましたら、教えていただければと思います。

○片岡政策立案参事官 不正取得の場合、我々として、これは不正取得だという法律上の問題点を言うのも必要なのですけれども、相談ダイヤルの機能として、しかるべき別の窓

口を紹介するのも重要だと考えておりました、警察等の相談機関に相談されたらどうかと、そういったことを促すという形で対応しております。

○新経済連盟　そういう別のところを御案内したというのも6ページの紺色の不正取得に件数として入っているということですか。

○片岡政策立案参事官　入っています。

○新経済連盟　意外と少ないなと思えました。ありがとうございます。

○清水座長　ありがとうございます。

○森構成員　御説明ありがとうございました。

私も分類のところでお尋ねしたいのですが、スライドとしては資料1-1の10枚目を御覧いただきまして、正確性の確保、第22条のところ、退職したにもかかわらず保有しているとか、退会したにもかかわらず保有しているということで、まさに第22条だと思います。認定個人情報保護団体の資料などを拝見しますと、消してくれと言ったのに消してくれないみたいな、そういう素朴な苦情も結構あって、それを第22条問題とするのか、それとも要件を満たさない利用停止等請求とするのかということ、単なる分類論なのですが、第35条なのか第22条なのか、シンプルに消してくれないとか、理由を特定せずに言ってくるケースがあるのではないかと思うのですが、それはどのように分類されているか教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○片岡政策立案参事官　ご質問いただきまして、ありがとうございます。

私のほうで正確に答えられるかどうか分からないのですが、この点は両方にまぶされている可能性があり、利用停止のものもかなりの数が正確性の確保のほうに流れているという感じがありまして、森構成員の御指摘どおり、きれいに分かれていないところはあるかと思えます。

ただ、削除関係とか消去とかいろいろ入り混じっていますので、細かい仕分けの仕方、現場ではルールがあると思うのですが、どちらに入っているのかという御指摘はおっしゃるとおりだと思います。

御質問に対する回答になっていませんが、相談が寄せられたときに、単にこれはこういう請求をする権利がありますと答えるのではなくて、場合によっては、支払いを逃れるためにおっしゃっている場合とか、法律上、会計上、税務上、消去できないという事業者の事情や法律上の要請もあるものですから、まず、事業者になぜ消せないか、あるいはなぜ停止できないか、その事情をしっかりと聞いてくださいという促しをしております。

○森構成員　ありがとうございました。

○清水座長　ありがとうございます。

今のご質問については、もう一度確認してお答えということでよろしいですか。

○片岡政策立案参事官　失礼しました。いただいたご質問に答えられていませんので、確認して追って回答するようにいたします。

○清水座長　よろしく申し上げます。

若目田構成員、お願いします。

○若目田構成員 統計の資料の御説明をありがとうございました。

分析はどの条項に当たるのかの内容別、主体別の軸、及び時系列の推移でしたけれども、これらの情報に基づきPDCAをどう回していくかがとても重要で、すなわちこれらの苦情や質問の蓄積はある種の宝の山ではないかと感じるわけです。例えばあっせんして企業につなぐケースが、本来はそもそも企業に直接コンタクトすればよかったケースなのか、そうではなく、実際に企業に相談しても適切な対応がされず相談ダイヤルに連絡したのかという分類であるとか、事業者にあっせんした結果即対応されたのか、あっせんに対しても即時には対応がなされなかったのかとか、もしくはコンシューマーの方の事実の誤認であって相談ダイヤルの説明によって解決した苦情とは質が異なるものとか、また、悪質性が高く監督にトスアップした件数とか、PDCAをどう回しているかという分析をされているのであれば、本日でなくても結構ですがその傾向を教えていただければ議論の素材としてとても貴重ではないかと思いました。

それと、似たような苦情があった場合、対象企業へのあっせんだけではなく、業界であるとか、同じようなことをやっている事業者への横展開、要は積極的に同種の個人から苦情や質問についてこういうことが多発しているといった注意喚起をやられているのかどうかという部分です。もしくは認定個人情報保護団体のフィードバックなど、こういったフィードバックがどうなされているかについても状況を教えていただけたらと思います。

以上です。

○片岡政策立案参事官 まず、前者のあっせんを受けたときのパターンについては、まさに若目田構成員がおっしゃったパターンで尽きている感じがあります。よくあるケースは、本人が言っても事業者との関係がこじれて言うことを聞いてくれないとか、あるいは本人があまり事業者と話したくないとか、そういう事態に陥ったときに、間に個人情報保護委員会が入って、委員会から事業者にアプローチしますと、すぐに利用停止しますとか、消去しますとか、開示請求に応じますとか、ほぼ2～3日のうちに解決するというのが実は大半です。中小規模事業者との間であっせんするケースが多く、ちょっとした行き違いというところで解決するものがかなりを占めています。

一方で、最後まで折り合いがつかず、あっせん不調という場合もあります。公権力を使って動かすというものではなくて、当事者間の相互理解に基づいた制度ですので、解決に至らず不調というものが1割弱あります。もっとも、悪質なものについてはあっせんといわず、実際に事業者にアプローチをしまして、それで働きかけるということはやっております。

横展開ということですが、あっせんは意外と単純な事例が多く、利用停止に応じてくれない、開示請求に応じてくれないなどといったものが非常に多く、これらはQ&Aレベルやガイドラインレベルで解決しています。横展開する価値があるのかについて、実際に、こういうものが単純であっても多く寄せられているということでも、御案内する価値がある

かもしれませんので、今後考えたいと思いますが、情報としてはそういったレベルのものであるというのが現状です。

○若目田構成員 ありがとうございます。

状況については理解できましたが、ある程度定量的な分析、さらなる類型化、より詳細化の取組、もしくはそれらの開示に関しまして、継続御検討いただければいいのかなと思いました。

○清水座長 ありがとうございます。

そうしましたら、オンラインで御質問いただいておりますIT連、お願いできますでしょうか。

○日本IT団体連盟 御説明ありがとうございます。三つほど質問させていただきたいです。

1点目は、苦情の累計を今御説明いただいたのですけれども、先ほどの森構成員とかの質問とも被りますけれども、例えば正確性の確保で退職したにもかかわらず、当該事業者がまだ自分の個人データを保有しているので消去してほしいというようなケースです。先ほど事務局の御説明にもありましたけれども、例えば労働者名簿とかは保存義務があって、当然ですけれども、削除することができないというようなことで、この辺の行き違いとかもあると思うのですけれども、それを全て苦情にしているという理解でよろしいのでしょうか。これが1点目です。苦情なのか質問なのか分からないようなものとかというのももちろんあると思うので、そういう分類をきちんと個別の事案ごとに分けているかどうかというのを知りたいということが趣旨です。

2点目の御質問ですけれども、11ページ目の破産者マップの一番上段のところです。破産者マップに掲載されている破産者の情報が増え続けていることは問題ではないかという苦情は、被害を受けた方ではない方々から寄せられているものと理解すればいいのでしょうかというのが2点目です。

3点目は資料2になりますけれども、名簿の事業者から購入した方々について、個人情報保護委員会でのどのように追跡して取り扱っていらっしゃるのかということについて御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○片岡政策立案参事官 ご質問いただきまして、ありがとうございます。

一つ目のご質問については、事業者にとって事情があるというケースが実は多くて、それも含めて全て苦情に入れているということでもあります。個人が事業者に対して何かやってほしいことはあるけれども、それが実現できていないという、それが個別具体の事案である場合は苦情ということでもあります。一般的な質問で当事者としての質問ではないだとか、あるいは具体的なものについての問題提起ではない場合は質問という区分けをしています。

繰り返しになりますが、企業側に理がある場合というのが多く、その比率は分かりませんが、個人から相談を受け付けたときに、請求する権利、求める権利について御紹介をす

る一方で、例外規定とかいろいろ事情もありますので、そこは事業者と案内した法律を踏まえて対話した上で、事業者の事情も聞いてくださいという話をしております。単に権利があるので要求してくださいといった答え方はしていないということです。

二つ目のご質問について、破産者サイトの一つ目の苦情ですけれども、これは両方混じっているという感じでありまして、被害者自身の場合は、「精神的に辛くて寝られない」という話が追加されるといったものであります。あと、当事者かもしれないのだけれども、他人のふりをしてこういうことを言っている人もいるかもしれませんし、一般的な話として問題提起されているケースと混在していますが、相談を受け付ける都度、それはあなた自身の話ですかと確認していませんので、そこの比率は分かりません。相談者の個人名を我々は控えたりとかしていませんし、そういう形での分類はしていませんが、両方あるということです。

三つ目のご質問については、オプトアウト事業者の販売した先までは、調べただけけれども、確認できなかったという報告を受けております。

以上です。

○清水座長 IT連、よろしいでしょうか。

○日本IT団体連盟 ありがとうございます。

1点目の御質問をしたところですがけれども、回答のほうは理解しました。ただ、苦情という形で全部分類されてしまうのが正しいのかということ、印象とかもありますし、件数が非常に多いということもありますので、企業側・事業者側に一定の理があるものに関しては何らかの分類していただくか、あるいは苦情以外の分類みたいにしていただく、あるいは結果とかを少し明示していただいて、適正な処理が直ちにされているものがこれだけあるというようなことを統計的に示していただけるとありがたいと思っております。

3点目に御質問させていただいた件ですがけれども、実際に被害に遭われた方は自分の名前、個人情報が使われ続けることが最大の懸念だと思っておりますので、名簿事業者に対する対応の中にきちんとした追跡調査というのができて、そこを止めることができるというようなことも、いろいろこれからの検討になると思いますけれども、考えていただかないと、幾らたっても一度漏れてしまったものが止まらないというようなことにつながりかねないので、ぜひその辺りは検討の中で一緒に考えていただければと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○清水座長 ありがとうございます。

事務局、よろしいですかね。

では、御意見としていただくということで了解いたしました。

○森構成員 一言だけ、私は今のIT連盟の別所さんの御意見には若干賛成できないところがありまして、もちろん消費者が言うことですから法令を理解せずに言っていて、いやいや、適法にちゃんと権限があって持っているのですと、あるいはほかの法令で保持していることが義務づけられているのですということはあるのだろうと思うのですがけれども、

さはさりながら、消費者がどのような受け止め方をしているのかということ、消費者の主観でどういう感じで来ているのかということ、それは記録上意味のあることだと思います。さらに法制度に対するインプリケーションにもなり得ることなので、私としては利があるかどうかということよりも、消費者の言ってきた方で記録していいのではないかなと思いました。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

御意見としていただくということにさせていただきたいと思います。

○日本IT団体連盟 森構成員の御意見は十分分かっておりますけれども、なので、データから消してくれとは言っていません。ちゃんとした分類をしていただきたいということが趣旨ですので、そこはよろしく願いいたします。

○片岡政策立案参事官 IT連盟の別所さんと森構成員からコメントいただきまして、ありがとうございます。

実務の立場から言うと、実際の相談ダイヤルの運用として、電話で対応した後、その後どうなったかという追跡まではしておりません。その後は自主的な解決、当事者間の解決につなげていただくというコンセプトでやっておりますので、IT連盟の別所さんがおっしゃったようなことに応えることは、実務上もなかなか難しいと思います。

○清水座長 よろしゅうございますでしょうか。

○日本IT団体連盟 現状は理解しましたので、引き続き御努力いただきたいところだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、議事3に移らせていただきます。

まずは資料2に基づいて個人情報保護法の違反行為に係る事例等について説明し、続いて、資料3に基づいて課徴金制度に係る現行制度と検討の方向性について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 今、座長からお示しいただきましたとおり、資料2、資料3を続けて御説明させていただきます。

まず、資料2でございます。こちらは個人情報保護法の違反行為に係る事例等ということで挙げさせていただいております。冒頭、座長からもございましたけれども、本日の議論に先立ちまして、まず、具体的な事例を示すということがこちらの目的となっております。また、各事例とも概要的なものをお示ししたことは何度かあるかと思うのですが、もう少し詳細な情報をという声もあったかと承知しておりますので、こういったことに鑑みましてお示しをさせていただいているものとなります。

今回、この事例データは1～2ページ目で五つの類型をお示しさせていただいております。

まず、1ページ目でございますけれども、二つ目の類型として人材サービス事業者及び

その関連事業者、内定辞退率を提供するサービスに関する事案でございます。こちらの左上の一つ目のポツでございますけれども、このサービスは就職情報サービス上の学生等の閲覧履歴等を基に内定を辞退する確率を算出して提供するサービスがあったわけですが、こちらについて、その算出された辞退率を本人同意を得ずに利用企業に対して提供したという事案でございました。

こちらにつきましては二つ目のポツにありますとおり、個人データを取り扱う際に適正に個人の権利利益を保護するよとということ、組織体制の見直しであるとか、意識改革とか、体制整備とか、あと、適切な利用目的の通知・公表等の必要措置をとるということを勧告した事例となっております。

右側に移りまして赤い字のところ、類型2でございますけれども、何度か言及されているところのいわゆる破産者マップの事例でございます。こちらの内容については改めての御説明となりますけれども、ウェブサイト上において破産者の氏名とか住所等の個人データを地図データと紐付けられる形で表示したものとなります。後ほど補足いたしますけれども、こちらについて勧告、命令、刑事告発と随時の措置がとられたという事例となっているところでございます。

左下に移りまして緑色の類型3のところ、複数国に影響のある事例ということで、海外プラットフォーム事業者関連というところになりますけれども、一つ目のポツにありますとおり、ソーシャルプラグインを設置されているウェブサイトを利用者が閲覧した場合において、ユーザーIDとかアクセスしているサイト等の情報が、そのサービスを提供する企業に自動的に送信されたというものであります。また、性格診断アプリを介して取得したユーザーの個人情報が不正に第三者、こちらは英国の分析会社だったわけですが、共有されたというところでございます。こちらにつきましては、利用者の分かりやすい説明の徹底とか、同意取得、削除要求への適切な対応等々についての指導を行ったものとなります。

右下の類型4ですけれども、先ほど御紹介があった名簿販売事業者関連になります。説明については先ほど御紹介もありますので一旦割愛をさせていただきます。

2ページ目でございますけれども、こちらはコールセンターサービス事業者及びその関連事業者というところでございます。こちらは多数の民間事業者、地方公共団体から委託を受けたコールセンターサービス事業者がコールセンター業務で用いるシステムの保守料を関連事業者に委託をしていたところでございます。これに従事していた者が委託元の顧客・住民等に関する個人データを不正に持ち出したというところであります。こちらの不正な持ち出しは平成25年から令和5年にわたって反復的に行われたものでございます。影響を受けたデータは判明しているものだけで約928万人分でありまして、こちらで民間事業者30社、地方公共団体38団体のものが含まれているというところでございます。

このコールセンターサービス事業者でございますけれども、顧客から漏えいの可能性を指摘されて自社で調査を行ったわけですが、発見できなかったというところであり

ます。県警による捜査が実施されたことを発端として事実を認めたところになります。

下半分のところになりますけれども、組織的安全管理措置の不備を是正するために必要な措置を執るよう勧告を行ったほか、確認された安全管理措置とか、委託先の監督不備改善について指導、また、過去の調査において不適切な調査報告に至った経緯等々については報告徴収を実施したというものになっております。また、委託を受けた関連事業者については組織的安全管理の不備を是正するために必要な措置をとるよう勧告、その他の不備について指導、報告徴収等を実施したものとなります。

3 ページ目以降は今御紹介した事案についての細かいこととなります。一部重なっているとところもございますので、プラスのところだけ御紹介いたしますけれども、3 ページ目のその他のところを御覧いただければと思います。こちらは報道ベースの記述になりますけれども、該当する事業者でございますけれども、内定辞退率等の個人データを顧客に提供する対価として、1社当たり年間約400万～500万円を受領したというものがあつたところがございます。

前後いたしますけれども、事案の概要の一番下のポツのところ、影響を受けた本人の数というところについては26,000人というところが出ていますところがございます。

4 ページ目は新破産者マップのところがございます。その他のところの以下から御覧いただければと思いますけれども、矢印で書いてあるところがタイムラインになります。停止の勧告を行ったものが令和4年の7月、この命令をその年の11月、刑事告発が翌年1月というところがございます、おおむね半年程度かかったというところで御紹介したところございました。

また、その他のところに戻りますけれども、この事業者は破産者に対して破産者情報を非表示にするためには6万円分のビットコイン、破産者情報とピンを全て削除するためには12万円分のビットコインを要求したとされております。

ちなみに破産者の数字になりますが、これは司法統計年報に破産既済事件数のうち自然人に区分されているものがございますけれども、2020年で64,496件、2021年で70,406人になっておりますので、このぐらいの人数のところだと御理解いただければと思います。

続きまして、5 ページ目で類型3の補足になります。その他のところを御覧いただければと思いますけれども、2番目のポツでございます。この事案につきましては諸外国において当局から執行が行われている事案となっております、米国のFTCにつきましては2019年7月に50億ドルの支払い等を内容に含む和解命令、英国のICOにつきましては、その前年になりますが2018年の10月につきましては、当時の法令では最高額となる50万ポンドの清算金の支払い命令というところがございます。当時を御存知の方もいらっしゃるかと思いますけれども、複数国当局が調査を行った事案というところございました。

続きまして、6 ページ目は先ほどの名簿事業者関連のところがございますので、こちらは割愛させていただきます。

最後に7 ページ目の類型5のところがございます。こちらもその他と書いてあるところ

でございますけれども、事案の発覚に至った経緯等々を御紹介しておりますので、こちらでも御参照いただければと思います。

8ページ目、9ページ目は参考として紹介するものとなりますけれども、今回の類型4、類型5につきまして、不正な個人データの流通のある種の流れのようなものを図示したものととなります。外部から個人情報を受け取った上で、それを第三者に提供するという流れになっていくわけですが、受託者Yと書いてあるところについては、第23条の安全管理措置であるとか、第三者提供のところが問題になり得るかと思えますし、真ん中の右側でございます名簿等販売事業者と書いてあるところにつきましては、これを第三者に提供してデータ販売収入を得ているだろうということが想定されます。こちらについては第19条の不適正利用、第20条の不適正取得、第27条の第三者提供といったものが問題になり得るところだと思います。このような形でデータの流れとお金の流れが見えていると考えているところでございます。

9ページ目、これまで例に出てきました名簿事業者のところでも申し上げると、オプトアウト届出をしている例が多いわけですが、この事業者の推移というところでもございます。上の枠に書いてございますけれども、オプトアウトによって第三者提供する者につきましては、あらかじめ指定された事項を届出するとともに公表が必要というところでもございます。仮に止めた場合も届出が必要ということになっておりまして、この事項については当委員会のホームページに公表されているところでございます。

こちらの数を集計したものが下のグラフでございまして、過去4年度分ぐらいをやっておりますけれども、直近で申し上げれば、令和4年、令和5年、おおむね40～50ぐらいの新規の届出があるところでございまして、現時点の届出の状況で申し上げますと、219の事業者がいるというのが今の状況となっているところでございます。

以上が資料2に関する御説明となります。

続きまして、資料3の御説明に移りたいと思えます。こちらは課徴金制度につきましての現行制度と検討の方向性についてというところでございまして、本日の議論の素材となっただけであればというところでもございます。

1ページ目、こちらが今回の議論に至る経緯でございまして、御案内の方も多いかと存じますけれども、最初のところ、平成27年の個人情報改正のときの制度改正大綱のところにおいて、課徴金制度の導入については、その必要性や制度趣旨等について引き続き検討するとされました。なお、令和2年の改正時の制度改正大綱におきましても継続的な検討課題として課徴金制度が位置づけられたところでございました。

また、この令和2年改正法につきましては、法案の国会審議において参議院の内閣委員会の附帯決議におきまして、こちらは8番として抜粋しておりますけれども、課徴金制度の導入については、我が国他法令における立法事例や国際的な動向も踏まえつつ引き続き検討を行うこととされているところでございました。

3ページ目に飛びたいと思えますけれども、まず、現行の個人情報保護法に関するもの

の御説明をしてみたいと思います。3ページの図でございますけれども、今、当委員会として行っている監督に係る規律の流れになります。様々な情報が個人情報保護委員会に入ってくる形になりまして、先ほどの相談ダイヤルの形、総合的な案内所として法令上に位置づけられると思いますし、我々に報告いただくケースもございます。その他、メディア・報道等のオープンソースから入ってくるものもあるかと思えます。こういったものを踏まえて、報告徴収、立入検査を行い、必要に応じて指導、助言、あるいは勧告、緊急命令、勧告に従わない場合には命令という形で、さらにこれに違反した場合には罰則という流れになっているというのがこちらのページの図でございます。

続きまして、4ページ目、今お示したそれぞれのものについて監督規定と要件ということがそれぞれ書いているところでございます。基本的に御覧いただければというところではございますけれども、指導、助言、勧告に関するところ、小さな字で※を付しておりますけれども、こちらにつきましては従わない場合には罰則等がないということがあるかと思えますし、勧告につきましては要件について太字で書いておりますけれども、個人の権利利益を保護するために必要と認めるとき、当該違反行為の中止、その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告するという形になっております。

また、下半分の命令で書いてあるところにつきましては、正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかった場合において、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認める場合において、これをとることを命ずることができるとなっております。命令に違反した場合には罰則がありますし、こちらを公表することができるとされております。

また、一番下になりますけれども、緊急命令は、個人の重大な権利利益を害する事実があるため、緊急に措置をとる必要があると認めるときに、是正するために必要な措置を命ずることができるとなっております。こちらは各要件というところでございます。個別には参考までとなりますけれども、各監督規定と対象条文を対比したものとなっておりますので、御参照いただければと思います。

7ページ目まで飛んでいただき、罰則規定のところにつきまして触れておきたいと思えます。先ほど申し上げましたとおり、まず、命令につきましては間接罰という言い方をよくいたしますけれども、行為者個人については懲役刑として1年以下、あるいは100万円以下の罰金刑となっております。両罰規定として法人等について1億円以下となっております。また、個人情報データベース等の不正提供等、こちらは直罰規定となっておりますけれども、行為者につきましては1年以下、罰金は50万円以下、法人も両罰規定で1億円以下ということが記載されています。また、当委員会に対して虚偽報告があった場合につきましては、それぞれ罰金刑が行為者・法人等に50万円以下という形で規定されている状況になっております。

8ページ目はこちらの条文を記載したものになっておりますので、説明は割愛させていただきます。

9ページ目は、以上の状況を踏まえまして、現行法上の監督、あるいは刑事罰による対

応の限界・問題点という形でお示ししているものとなります。

1 番目といたしまして、行政上の監督権限による対応となります。先ほど御説明いたしましたとおり、行政上の監督権限としては、指導、助言、勧告、命令といったものがございます。

他方で、二つ目の矢羽根に書いてございますけれども、違反を行った事業者が勧告や命令等を受けた後に違反行為を中止した場合には罰則の適用はなく、違反行為によって得た経済的利得をそのまま保持することができるという状況になっております。

これを踏まえますと、勧告や命令等のみにより、経済的誘因が大きい場合にはやり得といわれるような現象を防止することはできないのではないかとということになります。こういった場合、違反行為から得られる経済的利得ということでございまして、以下のようなものを挙げているところでございます。

法第19条に違反した不当な個人データの公表と公表停止のために取得した対価、法第20条に違反して取得した個人情報に第三者のサービスに係る広告で利用し、その利用について第三者から収受した対価、あるいは法第27条1項に違反した違法な第三者提供によって個人データを販売した対価等が考えられるかと思えます。また、法第23条に基づく安全管理措置に係る本来負担すべき支出を著しく削減するということもあり得るかと思っております。

以上が行政上の監督権限の対応の限界の話でございました。

2 番目のところが直罰規定による対応でございまして。先ほど御紹介しましたとおり、個人情報データベース等不正提供等罪、あるいは法人両罰規定は直罰規定として存在するわけでございますけれども、刑事罰というものについてやり得を防止するという観点から見たときには、以下の点が懸念されるのではないかと考えられます。

一つ目でございますけれども、多額の経済的利得を得られる違法行為としても、刑事罰に相当するのは違法行為であるとは限らないということ。

二つ目といたしまして、刑事罰の目的自体は違反行為者の不当な利得を剥奪するということではありませぬので、仮に刑事罰を科したとしても不当な利得の剥奪につながることは限らないということ。

三つ目でございますけれども、刑事罰の適用につきましては、当然のことながら厳格な刑事手続が必要となるわけでありまして、それが行われる間のさらなる不当利得の獲得については防止ができないということ。

四つ目でございますけれども、外国事業者につきましては刑事手続を行うことが実務上かなりの困難を伴うという現実がございます。例えば行為者が我が国に存在しない場合においては、我が国において刑事裁判を行うことができないということが挙げられるかと思えます。

なお、※で小さく書いてございますけれども、他方におきましても直罰規定と課徴金は併存しているという状況でございまして、例えば独禁法を見た場合には、不当な取引制限

等につきましては、課徴金・刑事罰の双方の対象となっている状況でございます。

10ページ目は参考までに御参照いただければと思いますけれども、様々な罰則、行政罰、刑事罰といういろいろな概念がございますけれども、こちらを整理したものとなります。課徴金につきましては下半分の赤枠で囲っているところがそれに当たるものになっております。

続きまして、11ページ目以降でございますけれども、こちらは国内の他法令に関する御紹介となります。最初の紹介の段階ではシンプルな形で御紹介できればと思います。

12ページ目、国内他法令における導入状況を概要として御説明しているものとなります。課徴金は最初は独禁法に導入されたわけですがけれども、こちらはカルテル、あるいは入札談合等の違反行為防止という行政目的を達成する観点から、行政庁が違反事業者に対して課す金銭的不利益として位置づけられて導入されたということでございます。

公正取引委員会は事業者等が課徴金の対象となる違反行為を行っていた場合に、当該違反事業者に対して課徴金の国庫納付を命ずる、あるいは課徴金の納付命令を行うこととなります。先ほど御紹介いたしましたとおり、課徴金は刑事罰等に加えてという形で行政上の措置として自動的に賦課されるものとなります。

その下、金融商品取引法、公認会計士法は金融庁の所管になりますけれども、あるいは景表法は消費者庁の所管、あるいは薬機法は厚労省、あるいは今年成立したのなりますけれども、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律は公取の所管になっております。これらの法律において課徴金制度が導入されている状況でございます。

これらの課徴金制度でございますけれども、経済的誘因を小さくすることによって違反行為を抑止するものでありまして、事後的なチェック型を志向する現在の市場経済社会においては重要な法執行上の役割を果たしている指摘されることもあるかと認識しております。

13～14ページ目が国内他法令における課徴金制度というところでございます。それぞれの法令について導入時期、対象行為、課徴金算定方法、規模基準といったものを表としてまとめているものとなります。これらの表は基本的には以前委員会等で御紹介したものと重なるものでございますけれども、14ページ目の右側のところ、スマホ競争促進法については委員会で中間整理前に御議論いただいた際には、審議中ということもあって載せてなかったところがございますけれども、今般成立している状況でございますので掲載したものでございます。

また、15ページ目でございますけれども、こちらは独禁法の改正の経緯でございます。こちらを御覧いただきますと、昭和52年に導入されて以降、算定率の引き上げであるとか、対象行為の拡大が行われて、直近では令和元年の改正に至っているということが見える資料になっているかと思います。

16ページ目は対象の行為でございます。こちらは独禁法上の対象行為でございます。

れども、不当な取引制限、私的独占、あるいは共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売等々の不公正な取引方法の一部について課徴金の対象になっていることが示されているものとなります。

17ページ目は独禁法における課徴金の額の算定方法でございまして、最初のパラに書いておりますけれども、基本的に売上額、または購入額に事業者の規模に応じた算定率を掛けて計算するという式になっているところでございます。

18ページ目が算定の率でございまして、独禁法においては幾つかの類型が課徴金の対象となっているわけでございます。不当な取引制限、支配型私的独占が10%であるものがマックスでございまして、その他類型に応じて1~10%の間でそれぞれあるということでもあります。

「また」以下の文章で書いておりますけれども、違反行為を繰り返した場合等、あるいは違反行為において主導的な役割を果たした場合について、加算の要素があるということがこちらでも示されているものとなります。

19ページ目は課徴金の減免の制度でございます。違反内容を自主的に報告した場合については、違反の申請の順位等々において免除がされるという仕組みがあるということでございます。

20ページ目からは景表法の課徴金の御紹介となります。景表法における課徴金の対象行為でございますけれども、こちらの枠の中の①②に太字で書いておりますけれども、いわゆる優良誤認表示、有利誤認表示、この二つの類型がその対象となっているということでございます。

21ページ目が算定の方法でございます。景表法においても課徴金は対象期間において取引をした商品、また、役務の売上高に3%を乗じた額を課徴金としているところでございます。下のところでございますけれども、景表法におきましては相当な注意を怠った者でないと認められるかどうかということで課徴金を判断することになっておりますので、枠の中の二つ目のポツに書いておりますけれども、知らず、かつ知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときにおいては、課徴金納付を命ずることができないという仕組みになっているところでございます。

23ページ目からが諸外国の状況ということで、2枚スライドで御紹介しているところでございます。23ページ目は制度の状況でございまして、こちら各国の法令と対象行為でまとめておりますけれども、EU、英国、アメリカは連邦とカリフォルニア州を御紹介しております。また、中国、韓国においては現行法において課徴金の制度が導入されているということ、制裁金という言い方が適切かもしれませんけれども、導入されている状況になっておりますし、カナダにつきましては現在検討中の消費者プライバシー保護法、CPPAと略称されておりますけれども、こちらにおいては一定の規律違反について課徴金が定められる案が検討されている状況でございます。

24ページ目は制裁金の執行の事例になります。ここでは三つ御紹介しておりますけれども、

ども、左側のところにClearview AIと書いてございます。こちらの事案は複数の国において執行が行われているということで特色があるかと思えますけれども、問題となった取扱いを御覧いただきますと、インターネットやソーシャルメディアプラットフォームで公開されている情報から200億人以上の顔画像・データを収集して、検索エンジンの形でオンラインデータベースとして作成・販売したというものでございます。

一番下の枠を御覧いただきますと、フランスでは2,000万ユーロ、英国では750万ポンドの制裁金をそれぞれ科したということが出ているところでございます。

真ん中はTwitter社の例でございますけれども、こちらは問題となった取扱いを御覧いただきますと、ユーザーから2段階認証、パスワードを失念した場合に必要な電話番号とかメールアドレスについてターゲティング広告を利用したものでございまして、こちらにつきましては下の枠に書いてございますけれども、1億5,000万ドルの民事制裁金の支払い等々が命令として出されたものでございます。

左側のGoogle及び他社の事案ですけれども、こちらは韓国の事案でございまして、真ん中のところを御覧いただきますと、ユーザーの行動情報を収集・分析して、ユーザーの関心を推論とかカスタマイズで広告に利用するというををしていたにもかかわらず、これを利用者に明確に知らせず、事前に届けていなかったところでございます。こちらも課徴金として両社に対して、Googleが約692億ウォン、他社は308億ウォンの課徴金が科されたというケースでございました。

26ページ目からが、検討の方向性として本日御議論いただければというところでお示ししているものとなります。これまで御紹介したものを踏まえて、青い枠の中になりますけれども、まず、検討に当たっては想定される違反行為等を踏まえて議論を行うことが有用ではないか。その際においては、先ほど御紹介したような国内他法令における導入事例、国際的な動向、あるいは個人の権利利益保護と事業者負担等のバランス、今般実施した意見募集の結果等を踏まえる必要があるのではないかと。

二つ目でございますけれども、現行制度の勧告、命令、刑事罰のみでは経済的誘因が大きい場合のやり得、ここでは違反行為から得た経済的利得を保持することとしておりますけれども、これが防止できないことを考慮すべきではないかということ。

三つ目のポツでございますけれども、個人情報における課徴金制度の対象につきましては、深刻な個人の権利利益の侵害につながる可能性が高い緊急命令の対象となり得るもの、具体的には違法な第三者提供、不正取得、不適正利用等、あるいは漏えい等の原因となった安全管理義務違反等に限定すべきではないかと。

四つ目のところですが、適正なデータの利活用に悪影響を与えることがないように、制度設計のみならず、周知啓発や運用も含めて十分に配慮すべきではないかということをお示しさせていただいているところでございます。

27ページは後ほど出てくる類型の番号と重なりますので、資料の再掲でございます。

30ページ目からは想定される課徴金の対象行為の考え方ということになります。まず、

違法な第三者提供関連というところがございます。初めのポツですけれども、緊急命令の対象となっている重要な規制に違反する行為類型の中でも、国内において現実に発生しており、かつ剥奪すべき不当利得が明確に観念できるものを対象行為とすることが考えられるのではないかとこのところでございます。

例としまして三つ挙げておりますけれども、個人データ保護法に違反して第三者に提供し、当該提供の対価として経済的利得を得ている場合、こちらは類型1、4として御紹介したものでありまして、法律でいうと第27条第1項関係になるかと思えます。

二つ目でございますけれども、不適正な個人情報の利用を行い、当該利用を止めること等の対価として経済的利得を得ている場合、こちらは類型の2番目のところ、法律でいうと第19条関係のところでございます。

三つ目が、不正に取得した個人データを利用し、当該利用等の対価として経済的利得を得ている場合、こちらは類型3、4等でありまして、法でいうと第20条関係になるかと思えます。

また、二つ目でございますけれども、個人情報取扱事業者が個人情報の取扱いについて適切な注意を行っている場合まで対象とすることがないように、違反行為を防止するための相当の注意を怠ったと認められる場合のみを対処すべきではないかとこのところでありまして、これは主観的要素ということでもありますけれども、先ほど御紹介した景表法における課徴金制度では、※でも書いておりますけれども、主観的要素が導入されている状況でございます。

また、違反行為に係る本人の数が一定規模未満である場合は対象外とすべきと考えるかどうかということでありまして、こちらは裾切りと課徴金の世界では言えますけれども、こういったものを考えたかどうかということがポイントかと思えます。

続きまして、31ページ目、漏えいの発生とか安全管理措置義務違反の関係でございます。一定規模以上の一つ目のポツですけれども、漏えいが発生し、かつ当該漏えいが安全管理措置に関する著しい義務違反に起因すると認められる場合等に限って課徴金賦課の対象とすることを検討したらどうか。

また、二つ目でもありますけれども、こういった場合でも本来負担すべき支出を削減したという不当利得を観念できるのではないかとこのところでございます。※のところでもありますけれども、当委員会として行ったヒアリングにおいて出たコメントであります。当該支出の削減によって違反事業者の提供する商品、または役務の低価格が実現し、これによって当該商品、または役務の販売、または提供に係る利得が増加することも想定して得るのではないかと、こういった御指摘もあるところでございます。

三つ目でございますけれども、最初のポツのところにある一定規模以上のところにつきまして、どの程度の規模以上とすることが考えるか。

四つ目ですけれども、安全管理措置に関する著しいといわれる義務違反をどのように考えることが適当か。

こういったことが論点になるかと考えられます。

32ページ目、先ほどから何度か出ている監督規定と対象の条文の表になりますけれども、一番右側の欄のところを御覧いただければと思います。課徴金（案）と書いてあるところに○、この○に書いてあるところの条文が関係する条文として現在想定するものとなります。※1のところを見ていただければと思いますけれども、違反行為に係る本人の数が一定規模以上の場合に限るとありますけれども、こちらは1,000人以上になりますと、実質的には個人データとして扱われるケースもあるだろうということで、こういった形で想定するものということでございます。

33ページ目、課徴金額の算定方法についてでございます。制度を検討する場合に当たっては算定方法についても考える必要があるかと思えますけれども、こちらについてどのように考えることが適当かということでございます。

二つ目のポツで書いてございますけれども、違反行為の対価等の全額を課徴金額とする方法についてどのように考えるか。あるいは実際にそういった金銭的利得を一定程度上回る課徴金を課す方法でどのように考えるかということでございます。こちらは※1、2にそれぞれ書いてございますけれども、現行法の他法令におきましてそれぞれ考え方がございますので、法令上の前例としてはあるわけですが、個情法の世界においてどういったものが適切かという議論があるかと思えます。

三つ目のポツ、違反行為に係る商品・役務等の売上額に一定の算定率を乗ずる方法によって課徴金額を算定する方法をどのように考えるかということでございまして、こちらも独禁法、景表法、薬機法、それぞれにおいて算定率、1～10%だったり、3%、4.5%、様々な例がございますけれども、こういったことをどのように考えるかということが論点としてあるかと思えます。

34ページ目、こちらは裾切りと書いてございますけれども、上の枠になります。課徴金が対象となる規模基準でございまして、一つ目のポツでありますけれども、仮に小規模な事案も全て対象とした場合において、限られた行政リソースの下において、必要性が高い事案に対する権限行使に影響を及ぼすおそれがありますので、規模基準を設定することも考えられるのではないかとこのところでございます。例えば違反行為に係る本人の数が一定規模未満の場合について、課徴金納付の対象外にしてはどうかということでございます。

他法令におきましては、課徴金額が一定未満となる場合において課徴金納付命令をしていない場合があります。※に小さく書いてございますけれども、独禁法は100万円、景表法は150万円、薬機法は225万円がそれぞれ規模基準とされております。

また、個人情報におきましては、行政機関の保有する個人情報ファイルの本人の数が1,000人未満の場合については個人情報ファイルの作成・公表義務の対象外という例もございますので、こういったことも一定の基準の考え方になり得るのではないかと考えられます。

下のところでございますけれども、除斥期間でございます。違反行為が既に終了してい

るにもかかわらず、その後、課徴金を賦課されるリスクが半永久的に継続してしまうというのを回避して、法的安定性を確保する必要もあるかと思っておりますので、いわゆる除斥期間であります。これは違反行為等が終了した日から、当該行為に係る課徴金納付を命ずることができなくなるまでの期間、これを設定することも考えられるのではないかということでございます。

また、他法令の例を見た場合におきましては、独禁法が7年、景表法が5年とそれぞれなっておりますので、こういったものを参考にしてどのように考えるかということが論点になるかと思われまます。

最後の35ページ目で減算規定・加算規定でございます。先ほど景表法、独禁法それぞれについて御紹介をしましたがけれども、課徴金対象となる違法行為について、違反行為の早期発見、自己申告等のインセンティブの観点から自主的報告に関する減算規定を導入する。

二つ目でありますけれども、違反行為を繰り返す悪質な事業者に対する抑止力の確保という観点から、繰り返し違反に係る加算規定を導入することも考えられると思っておりますけれども、どうかということの問題提起してございます。

最後は若干駆け足でございますけれども、資料の説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○清水座長 ありがとうございます。

1点御報告なのですが、山本構成員がオンラインで参加されていたのですが、15時から御予定があるということで退席されましたので、その旨を御報告申し上げます。

それでは、質疑応答ということで御意見・質問等、御発言をお願いしたいと思います。

○新経済連盟 新経済連盟の片岡です。たくさんあるので少しずつ区切りながら、ページと照らし合わせながらお伺ひしたいと思います。

まず、大前提として、こちら側としては立法事実をしっかり確認したいとお伝えしていて、その結果、今回すごくたくさんの資料をつくっていただいたということで本当に御苦労さまでした。感謝を申し上げたいと思っております。

ただ、御説明いただいた内容が事例の紹介と現行法での限界と今後の検討の方向性という形でまとめていただいたのですが、事例の紹介から現行法での限界が結構一足飛びになってしまっていて、そこの分析がまだまだだなどと思っているので、そこがきっちりしないと、全体の執行という全体像の中で何が課題になっていて、どういうことを目的に何をしようとしていて、それはどういう効果が見込めるのかという道筋が今見えないところで、いきなり具体的に法律にした場合にはこういうことですよという各論に入ってしまうとおかしなことになってしまいますので、その観点で前提に関する質問などをさせていただきたいと思っています。

まずは資料3の4ページ、現行法上の監督規定と要件を3～4ページにかけて御説明いただいていると思っております。まず、これの全体像がもう少し、どういうところにどういうも

のが多くて、こういうことが課題になっている、ここをもう少し効果的にやる必要があるのではないかという点、それぞれのレベルでどういう類型が問題になっているのかというのが分かるという点だと思います。これは意見です。

この点についての質問が2点あります。

まず一つが、指導、助言と勧告、それから、命令、そして、緊急命令という四つのレベルのものがあると思うのですが、緊急命令はこれまでに出了た事例があるかどうかを教えてください。出了た事例がないとすれば、それは出すほどのものが今までなかったということなのか、何か課題があって緊急命令できないことがあったのか、そこを教えてください。というのも、今までの御説明で、勧告から命令まで結構時間がかかって、そこから刑事罰だとすごい時間がかかるという話があったのですが、なぜ緊急命令は使われないのだろうかというのを疑問に思ったから聞いています。

もう一つ、指導に関しては事例の紹介のところではFacebookの関連で1件あったと思うのですが、勧告、命令について、これまで国外事業者に対してやったことがあるかどうかということをお伺いしたいと思います。

このページについては以上です。

○清水座長 一旦お答えしたほうがよろしいでしょうか。

○新経済連盟 たくさんあるので、そのほうがいいかと思えます。

○清水座長 そうしましたら、今の質問に対して事務局、お願いいたします。

○片岡政策立案参事官 緊急命令が過去あったかということですが、なかったということでもあります。こちらを発動するかどうかという議論の余地があったものとして、破産者検索サイトや破産者マップといったものがあったと思うのですが、むしろ勧告、命令という手順を踏むことでしっかりとやれるのではないかと、緊急命令の要件には至らないのではないかと判断をしたことで結局発動しなかったということ。何かネックがあったのか、そういうことではなくて、判断としてそうしたということ。

○清水座長 国外事業者に対する御質問があったかと思えます。

○片岡政策立案参事官 かなり前の話なのですが、Facebookに対する指導を行ったという事例はあったということでございます。今、手元にいつ行ったかの正確なデータはありません。

○清水座長 事務局、以上でしょうか。

○新経済連盟 ありがとうございます。

使われていない武器が今もあるのだなということが緊急命令については分かりました。それから、国外事業者は恐らく多分指導1件だけだと思うので、なぜそこに勧告とかができないのかというのもしっかり考えなければ、課徴金を考えたとしても国外事業者にということとは望めないのかなと思えます。

次の質問が、9ページに現行法の対応の限界及び問題点ということでまとめていただいているのですが、結構聞きたいことがたくさんあります。

まず、経済的誘引が大きい場合のやり得を防止することはできないと問題点として書かれているのですが、経済的誘引が大きい・小さいというのをどのように考えていらっしゃるのか、どういう場合を経済的誘引が大きいと考えていらっしゃるのか。恐らく今までの執行の観点から何か判断の視点をお持ちだと思うので、そこをお伺いしたいというのが1点です。

それから、下半分の直罰規定による対応のところでも確認したいのですが、2ポイントにやり得を防止する観点からは懸念があるということで幾つか挙げていただいています。違法行為の中でも刑事罰に相応する違法行為等であるとは限らないということで、刑事罰に相応する違法行為と相応しない違法行為があるというお考えなのだと思うのですが、その大きな違いがどこにあるのかということをお教えいただきたいと思えます。なぜならば、もし、課徴金ということを検討するとなると、悪質性をどこに置くのか、刑事罰と違いがあるのかなども確認する必要がありますので、それを教えていただきたいと思えます。

その次の不当な利得の剥奪ではないので刑事罰が不当な利得の剥奪につながるには限らないということになっているのですが、これも単純に、特に法人などだと罰金刑自体の金額は大きいものも可能だとは思いますが、不当な利得の剥奪につながらないと思うのはなぜなのか、もう少し御説明いただけるとありがたいです。

三つ目のところですが、刑事罰の適用のためには厳格な刑事手続が必要だけれども、その間のさらなる不当利得の獲得を防止できないということが書かれているのです。これはつまり課徴金だともう少し緩やかにというか、緩くてもできるということなのであれば、それはどういう観点で刑事罰との違いがあると考えているのか、あと、その間というのは刑事手続をやっている、まだ捕まえる手前ということなのだと思うのですが、これは課徴金だとどう解決されるのか、なぜ課徴金だとこの間の部分が解決されるのかをお伺いしたいと思います。

このページの最後ですが、外国事業者の場合は刑事手続がかなりの困難を伴うということですが。これは先ほどの疑問点ともつながるのですが、課徴金だとどういった困難がどのように解決されるのか、どのように考えていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。多かったので繰り返しも可能です。よろしくお願いたします。

○清水座長 では、事務局、お願いします。

○小川審議官 事務局の審議官の小川でございます。資料を読み込んで御質問いただきましてありがとうございます。

まず、9ページのところで、経済的誘因が大きいということでございますけれども、経済的誘因が一定程度あるということでございまして、そういう形で御理解いただければと思えます。もともと課徴金の制度というのは違法行為による経済的利得を国が徴収することによって、違反行為者がそれをそのまま保持し得ない、いわゆるやり得を防止するというところでございますので、一定程度経済的誘因がある場合のやり得という形でお読みいただ

ければと思っております。

それから、刑事罰の関係でいろいろ御質問いただいております。直罰規定というのは現在個人情報データベースの不正提供罪がございますけれども、新たにこれを作っていくというのはなかなか大変なところもあるということは御理解いただけるかと思っております。独禁法も含めまして、課徴金というものにつきましては刑事罰などと並行する形で作成されているということになっておりまして、違反行為の抑止を図るということで法の実効性を確保するために行われているということで理解をしているところでございます。

あと、海外事業者の関係でございます。実際、指導の事例というのはあるわけございまして、今後、違反事項があった場合に勧告であるとか、命令というのは当然域外適用もございましてやりうるということになっておりますので、こちらについては勧告、命令もやり得るということになっております。また、実際問題として刑事手続に比べて課徴金というのは金銭的に、国内に外国法人の登記がある場合もございまして、そういうところに手続を科していくということは十分考えられると考えております。

以上でございます。

○新経済連盟 回答としてはなかなか納得いかないところが多かったというか、まだ限界というところが分からないなと思いました。

1点、質問を変えると、経済的誘引が大きいとか小さいとかはないという御回答だったと受け止めたのですが、逆に言うと、経済的誘因がない違反行為というのはどのように捉えたらよろしいのでしょうか。

○小川審議官 御質問ありがとうございます。

課徴金というのは、あくまでも違反行為による経済的利得を国が徴収するというところでございますので、違法な経済的利得が全くないという場合には課徴金の対象に必ずしもならないと考えておりますので、一定のそういう経済的な利得を得ているという場合が対象になるということございまして、そういった事例は多くあるということでございます。

○新経済連盟 それを具体的にもう少し分かりやすくしていくと、結局、あとで経済的誘引があるものに対して抑止効果を生みたいということで課徴金を検討しているのと思うのですけれども、では、その経済的誘引が大きい場合で課徴金を課すことで効果を上げられるものは何かということで、今後、入れるとしてもその範囲とかを考えなくてはいけないのですが、それを考えるときに全体像の中で、我々が心配しているのは結局、対象範囲がすごく広いのではないかと、今だとすごくふわっとしていて、萎縮効果があるのではないかと我々はずっと言っているわけなのです。それを一つ一つ確認していくにはちゃんとイメージを描いて、なるほどこういうことでここに限界があるから、ここにこういう対処をすると効果的だということを理解しつつ次のステップに進んでいきたいところがありますので、そこをもう少し全体像と具体的なもの、今までの執行の事例に当てはめて確認をしてみたほうが、話が前に進むのではないかなと思いました。

○清水座長 その材料として今回様々な事例と、それから、考えられる条文であるとか制

度の選択肢のようなものをお示ししているわけです。実は前回の議論で立法事実ということ を明らかにすべきという宿題をいただいたわけですが、それを明らかにするには、 入口のところで議論するというよりも、事例ごとにあるいは各条文と照らし合わせながら 検討していく方法、マイクロアプローチといいますか、そういうものも有用ではないかとい う御意見もいただいたので、こういう資料を作成させていただいたということです。そう いう意味で、私たちとのディスカッションでもこれらをお使いいただくのがよろしいのか なと思っております。

○新経済連盟 材料として今回出していただいたことはすごく意味があると思っていまし て、私も出していただいたからこそ、自分の疑問点、ここに対して疑問を持っているなど というのがすごく分かりやすくなってきていると思いますので、そこは詰めていく必要があ るのかなと思いました。

まだあります。23ページに各国の制裁金制度を入れていただいていると思います。こ ちらもお調べいただいております。お伺いしたいのは、日本の課徴金という のは不当利得の剥奪というやり方が伝統的なものであると思うのですが、各国で御紹介 いただいているもののうち、いわゆる制裁金ということではなくて、日本のように不当利得 の剥奪法制というか、そういう考えでやっているところがあるのかどうかを教えてください たいと思います。

○清水座長 事務局、お答えできますでしょうか。

○事務局 私からお答えいたします。各国の制度はいろいろな考え方があって、いろい ろな行政なり司法なり役割分担の中で制度がつくられていますので、なかなかシンプルに比 較することが難しい部分もあるということは承知をしています。基本的に各国とも同じよ うな考え方で、例えば収益に一定の割合を掛けた額を上限とした形で制裁金の額を算定す る、GDPRもそうですし、いろいろな国の法令もそういうところがございますので、そう いう考え方でやられている法令が、GDPRは上限を前年の売上高掛ける一定のパーセンテ ージという形にしておりますので、そういう前提でつくられているということはあるかと思 いますので、同じような前提でつくられている国はあるという言い方はできるかなと考 えています。

○新経済連盟 ありがとうございます。

まだあるのですが、私だけでもあれなので、他の方に。

○清水座長 ほかの構成員、団体の方、いかがでしょうか。

全国消費生活相談員協会お願いします。

○全国消費生活相談員協会 全国消費生活相談員協会です。御説明どうもありがとうございます。私どもは消費者の立場から少しお話をさせていただきます。

一つ一つ非常に専門的に詰めていくということは理解できるのですが、個人情報保護法、これは事業者の方の法律だけではなく、この法律は消費者のための法律でも考えてお ります。そういった観点から私ども消費者はどのように考えているかということをし

述べさせていただきます。

デジタル化が進む今、デジタル社会における自分の個人情報に関してどのようになっているのか消費者には見えない点、分からない点があり、不安の声を聞いております。例えばこれは繰り返しになりますが、全く身に覚えがないのですがカードが悪用されていて、専門的に解析をすれば原因があるのでしょうかけれども、消費者には分からず、説明もありません。幸いにしてそのカードは利用停止になり、被害は免れました。しかし、そのカードを利用して購入している切符を券売機で受け取ることができず、受け取るまでに混雑した広い駅で多くの時間を要し、何とか列車に乗車できたということを知りました。こういった損害額ではない、表には出にくいことですが個人情報への不安を抱えています。

また、発送業務委託先がサーバー攻撃を受けて顧客番号であるとか住所や氏名が漏えいしたという通知を受け取り、現時点では悪用された事実はないと書いてあり、恐らく大丈夫だろうと思っても、自分の見えないところで個人情報が動いていることに一抹の不安を覚えます。こういった相談が先ほども御紹介されました窓口には消費者から寄せられていることと思います。

一方、システム化されたデジタル社会では、個人情報がデジタル空間で行き来をして、それによって利便性やデータ分析による恩恵があることも理解しております。つまり、これもずっと言われていることですが、不安とデータ活用のバランスに尽きると感じております。このバランスなのですが、専門家から見れば、それぞれ案件ごとに異なる問題があり、消費者は分かっていないから漠然とした不安を持っていると感じていらっしゃるかもしれません。もちろん消費者も専門家の方から教えていただき、正しい理解ができればよいとは思いますが、それでも限界があります。全ての人が消費者ですから、それに対してどう対応するかの問題だと思えます。

そうすると、制度があり、その制度にのっとり個人情報を扱ってビジネスをしていることが分かれば、これは安心につながります。適正に個人情報を扱っている多くの企業がいらっしゃるとは思いますが、それだけでは現状、漠然とした不安がまだ消費者には残っており、分からないことがたくさんあります。

そこで、課徴金制度の問題ですけれども、景表法が改正されまして課徴金制度が導入されましたが、その後、インターネット取引が盛んになって広告表示をめぐって消費者トラブルが増加したことなどから、景表法において課徴金制度が強化されたことは皆様周知のことと思います。景表法は全ての事業者に課される制度ですけれども、今に至ってそれによる混乱があるとは聞いてはおりません。課徴金制度を導入しているほかの法律でも同様だと思えます。

新しい制度導入の際に海外の状況を把握した上で導入していることが多いと思いますが、課徴金制度についても海外では議論を尽くして既に取り入れている国が多数あるということをお伺いしました。そうした状況で反対する理由が消費者から見てよく分かりません。グローバル企業として活躍されている日本の企業にとって、何か日本固有の理由があるの

でしょうか。そこが分からないところです。企業として御心配があるのは理解いたします。お話を伺ってもっともだと思いました。

しかし、デジタル社会は、現在進行形で進展しています。企業、消費者、両方の立場にとって先が分からず、同様の思いがあると思います。漠然と不安を持つよりも、どのようなケースが課徴金の対象となるのかなど、現時点での予測可能性ということなのかもしれませんが、各分野の御専門の方々の英知により具体的な課題について検討していただくことで理解しやすいものになってくると思います。どこまですれば適切か、具体的に検討していただく。これが今求められていることだと思っております。ぜひこうした方向で今後の議論を進めていただきたいと、消費者の立場から今までのお話を伺って思ったので申し上げました。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

ここであらかじめいただいております同趣旨の御意見と思われそうです主婦連合会の意見を紹介させていただきたいと思っております。

課徴金制度についてということで、本日の資料2、あるいは3に示された事例に1～5の類型があったと思いますけれども、著しい違反行為が行われても個人情報保護法には違反行為者が得た不当利得を吐き出させる仕組みがないため、現状、違反行為を行った事業者のやり得状態となっています。この現状は課徴金制度導入の立法事実といえると考えます。悪質な違法行為から得た利益を剥奪できる課徴金制度の導入は、法令を遵守する事業者にとっても望ましいことではないでしょうか。意図的に悪質な違反行為を行うような事業者に課徴金を課すことが、なぜ一般の事業者を萎縮させる制度（経済団体の御意見）と捉えられるのか理解できません。課徴金制度の導入は個人に深刻な被害を与える悪質な違反行為の防止にも役立ちます。詳細な要件設定など、具体的な議論が今後深まることを望みます。

以上でございます。

それでは、森構成員、お願いします。

○森構成員 非常に細部にわたっていろいろ御説明の工夫もしていただいて、あと、論点も分かりやすく示していただいて、大変いい資料だと思って拝見しました。

具体的な事案から入っていただいたので、前回からかなり議論になっていた悪質というものが分かるのかみたいなお話もありましたけれども、私は分かると思っておりましたが、これがこのように類型1、2、3、4ということで示していただいたので、悪質というもののイメージができたのではないかと思います。そもそもランサムウェアに感染してみたいな話ではないわけです。それが一つ、イメージが共有できたことがよかったことです。

それから、やり得があるのかないのかという話、先ほどやり得になっているというお話がありましたが、この類型を見ているとやり得はあるわけです。リクナビの件もそうですし、破産者マップも1件12万円のコースと6万円コースがあるらしいのですけれども、

どのぐらい売り上げているか分からないですし、刑事告発されました、罰金でいけるのではという話もありましたけれども、もちろん罰金刑というのは目的が違うわけです。不当な利得を奪還するためのものではないわけです。刑罰なのです。それに加えて、本件のように立件されていないし、立件されるかどうか分からないという状態です。立件されないかもしれない。このままお咎めなしかもしれませんということです。ということなので、悪質な事案は何なのかとか、やり得というのはどういうものなのかということはこの資料においてきちんと説明していただいたのではないかと思います。

個別の論点についてちょっとだけ申し上げておきます。33ページ、実際に生じた金銭的利得を一定程度上回る課徴金を課す方法についてどのように考えるかと聞いていただいています。私は上回る課徴金を課すことがあっていいと思っています。特に破産者マップみたいなものをイメージしていただくと、模倣犯みたいなものもたくさん出てきたわけですし、一丁やってみるかということになってはよくない、ある程度リスクを感じさせるような法制度でないか駄目なのではないかと思っています。

もう一つ、三つ目のポツですけれども、違反行為に係る商品・役務等の売上額に一定の算定率を乗ずる方法がどうかということですが、これも私は必要なのではないかと考えています。どこかのスライドに価格等に転嫁できるのではないかとこのがありましたけれども、全くそうだと思っています。

28ページのコールセンターの事案ですと、安全管理措置義務違反の場合というのは、リクナビのように商品化して売ったりとか、あるいは破産者マップのように恐喝で収益を上げたりする場合と違って、金額が目に見える不当収益というのは難しいのです。しかしながら、このコールセンターの件は2ポツのところ、平成25年から令和5年、10年間ぐらい反復的に行われていて、928万人分でこれもすごいのですけれども、その下の顧客から顧客情報の漏えいの可能性を指摘され、自社内調査を行うものの漏えいの事実を発見できなかった、県警が捜査して分かりましたという話なのです。

これもすごい謎だと思うのですけれども、調べようもなかったぐらいの安全管理措置だったのかもしれませんが、このように運営するのであれば、安全管理措置なしでやっているということだと思いますので、コールセンター業務もさぞかし廉価で提供できたのではないかと思います。ですので、こういう場合に備えて、先ほどの役務の売上高に一定の算定率を乗ずる方法というのは意味がある、むしろ必要であると思います。

それから、35ページの2ポツですけれども、違反行為を繰り返す悪質な事業者に対する抑止力を確保する観点から、繰り返し違反に係る加算規定を導入することも考えられるかどうか、これも賛成です。前回も申し上げましたが、2回やるというのは信じがたいものがありますので、それでいいのではないかと思います。また、そもそも悪質事案に限定するというのもそうですし、このような違反行為を繰り返す悪質な事業者に加算する、また、課徴金によって不正収益を剥奪するということは、結局のところ事業者間の差別化につながるのではないかと思うのです。

先ほど消費者団体の御意見にもありましたけれども、プライバシーガバナンスを確立してちゃんとやっていたら、一線を画した運用ができるわけで、それをしない人、コストを節約して法令に対して関心を持たない人たちが制裁されることによって差別化できるということになりますので、私はこのようにしていただくのがいいのではないかと思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

先ほど退席されました山本構成員のほうから御意見をいただいておりますので読み上げさせていただきます。

課徴金に関する資料3を見る限り、事務局の示した方向性では課徴金の対象が限定され、対象条文も限定列挙されているように考えられます。これに対して諸外国の制裁金の仕組みを見ますと、対象行為が比較的広く、当局の裁量的判断に委ねられるケースも見られます。課徴金制度については経済団体様より萎縮効果の問題が指摘されていましたが、この方向性を見る限りは、諸外国の場合と比べて対象が注意深く限定されており、さらに細かく丁寧な議論は必要なものの、萎縮効果への配慮がなされていると考えられるのではないのでしょうかという御意見をいただいております。

それでは、オンラインでIT連のほうから御質問をいただいておりますのでお願いいたします。

○日本IT団体連盟 最初の資料2のほうなのですけれども、ここの分類とか類型は非常に重要だと思っています。

1点目の質問は類型1のサービスに関する記述です。この問題点は内定辞退率を本人の同意を得ずにサービスの利用企業へ提供したことが問題だと分類しているのですけれども、これは第三者提供が問題だという意識で個人情報保護委員会さんがいるのかどうかというのを一応聞きたいと思っています。個人的には本人の同意を得ずに提供したということ以上に、一種のプロファイリングをして本人の不利益になるかもしれないものに使ったことが本質的な問題で、第三者提供の問題と整理をするような課題ではないのではないかと思います。この点はいかがでしょうか。

○清水座長 事務局、よろしいですか。

○小川審議官 事務局の審議官の小川です。御質問ありがとうございます。

もちろん類型1についてはおっしゃるように、そういった形で内定辞退率を算定したこと自体についても問題があるというのは御指摘のとおりでございますけれども、そちらについて本人の同意を得ずに利用企業へ提供したという第三者提供もあったということでございます。そういった意味で一面的な話だけではないのですけれども、第三者提供で利得を得た側面もあるということで、こういう形で書かせていただいております。

以上です。

○日本IT団体連盟 そこは規範の評価のところだと思っていて、重要な規範違反がどこにあるのかというところをきちんと把握しておく必要があると思います。それが規範のつ

くり方にもつながってくるという整理だと考えていますので、これは第三者提供というよりも、適切でないプロファイリングとその利用ときちんと整理をして考えた上で、なぜそれが防げなかったのかというようなことから規範の在り方をきちんと考え直すのが必要ではないかと思っていて、この件を一足飛びに課徴金というようにところに結びつけるのはいかがなものかなと思っています。

もう1点、先ほど森構成員の御質問の中にあっただのですけれども、リクナビはやり得だという森構成員のお話だったのですが、この点、個人情報委員会さんもリクナビさんはやり得だと御判断されているのかどうかという御意見をここで確認しておきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○小川審議官 事務局の小川です。御質問ありがとうございます。

やり得という言葉は分かりやすい言葉ですけれども、一定の経済的利得を得ていたという趣旨で理解しております。

以上です。

○日本IT団体連盟 やり得というのは評価なので、経済的な利益を得ていたというのは客観的な事象なのですから、その評価としてやり得と判断されるのかどうかということをお願いいたします。

○小川審議官 小川です。御質問ありがとうございます。

こちらについて一定の経済的利得を得られておきまして、それに対して課徴金などが科されていないということでは、それは剥奪されていないということであると思います。

○日本IT団体連盟 やり得と判断されている事例と考えられているということで理解すればよろしいということですね。

○小川審議官 いわば、そういうことです。

○日本IT団体連盟 もう一つ、類型2について、いろいろ御説明していただいたところの刑事告発の先はどうなっているのか。令和5年の1月に刑事告発されていますけれども、この後どのようになったのかというのを御説明いただければと思います。

○片岡政策立案参事官 今、警察のほうで捜査を継続されているということでありまして、その結果を我々としては注視する立場であります。

○日本IT団体連盟 その先、捜査機関が動かなければ、個人情報委員会としては何もしないと理解すればよろしいのですか。

○片岡政策立案参事官 現時点では警察のほうで動いていただいていますので、そこを注視するしかないということです。

○日本IT団体連盟 もう1年たっているのです、いつまで注視されるおつもりなのかというのを伺えればと思います。

○佐脇事務局長 事務局長でございます。

刑事捜査に関わるものにつきましては、私どもは扱い知るところでございませぬし、その権限の中で適切に行使されるものと、同じ行政側として信じているところでございます。

他方、実質的な被害を防ぐという観点からは、例えばそのマップのURLを検索しづらくするためにできる限りの対処をするなど、被害を防ぐという観点から私どもができることは別途やっております。

今お答えできるのはその2点になります。

○日本IT団体連盟 ありがとうございます。

今おっしゃっていただいた別途いろいろな御努力をされていることについても、きちんと書いておいていただけるとありがたいかなと思っています。それは個人情報保護委員会さんとしてできることをやっているということになると思っています。

次に類型5についてなのですがすけれども、この資料を読んでいると、結局は刑事訴訟法上の捜査権限がなければ、この件は全く進まなかった案件ではないかなと思っているのです。今の個人情報保護委員会の持っている調査の権限が十分だと考えて類型5を挙げていらっしゃるのか、それとも、この類型5を基に、もっと別途調査権限を拡張すべきだと考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいです。

○香月参事官 事務局参事官の香月です。調査権限という意味では個情法では報告徴収と立入検査の権限が認められておりまして、これは他の業法などでも同様の手段となっております。ですので、今回こういう事例についての対応として、調査権限ということについて、これを強化するというのではなく、こうした不当な結果として利得が出るようなものを抑止するという観点で、課徴金という制度によって抑止を図ってはどうかということで御議論をいただきたいということで、例として出させていただいたものでございます。

○日本IT団体連盟 多分今の話は逆だと思っていて、こういうものがちゃんと把握できるから、それに対して課徴金が科せられるという話で御提案されているのだと思っています。そういう意味で言うと、この調査の部分をもどのように個人情報保護委員会さんが取り扱っていきたいと考えられているかどうかということをお伺いしたいのです。

○小川審議官 事務局の小川でございます。御質問いただきましてありがとうございます。

先ほど香月のほうからも申しましたように、端緒情報をいろいろな形で把握した上で、必要に応じて報告徴収であるとか、立入検査なども行いまして、また、他の行政機関なども色々と必要に応じて連携をしながら、できる限り違反事例については事実関係を把握して対処しているということを今もしているわけでございます。

また、この課徴金の御議論というのを今させていただいているわけですがすけれども、こちらについて今後実現していくということになりましたら、課徴金の制度は他にも六つ制度がございまして、それぞれの場合に、例えば帳簿等の提出命令であるとか、現行の報告・徴収以外にもどういった調査権限があるのか等についてはいろいろございますので、他制度における類例も参考にしながら適切な体制を整えていきたいと思っております。

以上でございます。

○日本IT団体連盟 ありがとうございます。

その部分はもう一度お考えいただきたいということと、基本的には課徴金の制度の前に、

今の個人情報保護法に関して足りないところがあるのかどうかというのをきちんと検討すべきだと考えていますので、拙速に課徴金の話に飛び込む前に、現在の個人情報法の在り方で足りないものがないのかどうかというのをきっちり検討する必要があると思っています。

先ほども緊急命令を出したことがないというお話でしたし、名簿の事件では名簿屋さんが名簿を売却した先についてほとんど調べられていないというような結果が出ています。先ほども言いましたけれども、課徴金を課す前に、そもそも適切に使われていない個人情報、事業を止めるということが一義だと考えていますので、そのために現行制度に足りない部分がないのかということと、そのために必要であれば、個人情報保護委員会の権能をどのように拡張すればいいのかということと、まずもってきちんと事例の分析をベースに検討いただくというのが手順としては最初だと思っています。

先ほど消費者団体の方が課徴金のことについていろいろと御発言されていましたが、守るべきものが何かというのが重要だと思っています。制度だけ作って仕組みが守られるわけではないし、課徴金があるから防止に本当に結びつくかどうかさえ今のところ分からないと思っています。

かつて電子メール広告をめぐるオプトインにするという話が持ち上がったときに、オプトインにして、かつ罰則をつければ、迷惑メールは7割から8割なくなりますと豪語した某省庁の方がいらっしゃいましたが、結局オプトインしかないと言われて、ほかの各国も全部やっているからといって入れたところで、実際に迷惑メールは止まっていないわけです。迷惑メールが今皆さんの手元に届かないのはフィルタリングの技術が優れてきたからです。制度を入れてやったつもりになっていただくよりは、きっちりできることをやってその効果を確認して、それを制度化していただきたい。だから、慎重に立法事実と中身の分析を重ねていただきたいとIT連としても主張しているということです。そこをないがしろにしてつくった制度というのは、結局空振りするだろうと思っているのがその背景になります。

資料2についての質問は以上ですけれども、次の資料3についてです。

進め方については先ほど申し述べましたように、課徴金の前にきっちり分析すべきことがあると思っているところは間違いないのですけれども、幾つか書いていただいた資料の中身です。いろいろな説明が個人情報保護法の話をしているのかなというのが分からないものがあって、例えば9ページ目とかの記述は全ての経済事犯に当てはまるような説明しかされていないのです。個人情報保護法において何が特徴的なのか、特に直罰規定による対応のところとかは全くほかの法律に置き換えてもいいわけです。個人情報保護法について、なぜこの説明をここですのかということが全く書かれていないという意味でいうと、説明が十分されているとは思っていないということです。

それから、類似の課徴金の制度を入れているものとして独占禁止法とかを挙げていただいていますけれども、独禁法の場合には、独禁法を監督して実際に施行している公正取引委員会の権能が全然違っているわけです。彼らは違反事例に関して捜査権限を持っていた

りするわけです。そういう体制があってできているようなこともあって、その体制の比較とかが全くないまま表を出されても、これは全然分からないと思っています。ほかに書かれている法律は、いわゆる経済法ばかりなのです。個人情報保護法はいつから経済法になったのでしょうか。違うと思っています。なので、比較する法律自体も間違っていると考えていますので、そこはきちんと整理をした上で比較を丁寧にしていただきたいと思いますと考えているところです。

最後に、繰り返しになりますけれども、経済団体としても個人情報保護法がしっかりして、皆さんにとって安心ができて、データの利用ができるという姿が望ましいと思っていますし、そこを目指すべきだと思っていますけれども、であればこそ、ここはちゃんと丁寧に議論をしていただきたいと思いますと考えております。

○清水座長 以上でよろしゅうございますでしょうか。

○日本IT団体連盟 先ほど申し述べました全ての経済犯に当てはまる説明しかされていないという点について、個人情報保護委員会さんのほうから何かあれば、おっしゃっていただければと思います。

○小川審議官 審議官の小川です。別所様、いろいろと御指摘ありがとうございます。

個人情報に特有のところということですが、よく御案内のところではございますけれども、個人データというのは一度流出してしまうと取り戻すことができないところがございます。先ほど追跡できたほうがいいのではないかという御指摘もございましたけれども、実際問題としてはデジタルネットワークの中で一瞬に拡散し得る側面もございますので、できる限りの措置というのは個人情報保護委員会も関係の各社と連携してやっていくわけですが、なかなか全てを消し去ることは、漏えいしてしまった場合や違法な第三者提供がされてしまった場合も難しいということもございます。ですから、そういう意味で、違反行為への事後措置というのももちろん重要でございますけれども、あらかじめできる限りこれを抑止するための措置が非常に重要だというような性質があるかと思っています。

また、個人情報保護法は御案内のように業法ではございませんので、業法の場合ですと業務停止などもあり得るかもしれませんが、非常に幅広い事業者にも適用される一般法でございますので、経済的インセンティブによって抑止することが一定の重要性があると考えております。また、非常にグローバルな事業者もございますので、そういう意味で規制もグローバルにハーモナイズしていくことも重要性があるかと思っております。

以上です。

○日本IT団体連盟 ありがとうございます。

今、小川審議官のほうから御説明いただいた中に一般法だという御説明がありましたけれども、一般法だということを踏み外さないようにきちんと御検討いただきたいと思います。資料3の最後35ページの減算規定と加算規定のところは、経済法だからワークする枠組みなのです。それをこういうところに持ってくるということ自体、ちゃんと法

律の性格とか枠組みを考えていないのではないかと思わざるを得ないところもあって、一般法だということをしつこく踏み外さないようにしていただきたいと思っています。

○清水座長 ありがとうございます。

前半いただいたご指摘ですが、決して今ある法律の不備等をないがしろにするということではなくて、課徴金はまさにその一つの項目でありますので、そこは同時並行的に検討させていただいているということだと思います。

あと、公取に関する御指摘がありましたけれども、そこは事務局のほうで何かコメントはありますか。

○香月参事官 事務局の参事官の香月です。

公取の犯則調査の話で申しますと、公取はそうなのかもしれないのですが、例えば景表法における消費者庁においては、現状の我々と同様の監督の調査権限で行っていると承知しておりまして、先ほどIT連盟の別所さんからいろいろいただきました報告徴収、先ほどの事例において実効性をちゃんと担保されているのかという御指摘がありました。そうしたものを、今の手法を適切に行使することによって、適切に執行していくことが必要ではないかと思っております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

オンラインで御質問いただいている団体があります。消団連、お待たせしました。

○全国消費者団体連絡会 全国消費者団体連絡会の郷野です。

先ほど全相協の坪田さんや主婦連の河村さんからも御意見があったところですが、消費者としての意見を申し上げたいと思ひまして発言を希望いたしました。

個人情報の流出によって日々フィッシングメールが届くため、利用している事業者からの必要なメールになかなかたどり着かない、或いは見落としてしまう、SNSでは unnecessary 広告が大量に流れてくるため、本当に欲しい情報になかなかたどり着けないということがございます。誠実に事業を行っている事業者の情報になかなかたどり着くことができない。あるいはたどり着く前に悪質事業者からの情報に引っかかってしまうということは、消費者にとっても誠実に事業を行っていらっしゃる事業者の方にとっても不利益を被ることではないかと思っております。

甚大な萎縮効果という表現をされていたかと思ひますけれども、萎縮効果と捉えずに、悪質事業者に対する抑止効果と考えれば、課徴金や差止請求の導入ということは消費者や事業者双方にとって必要なものではないかと考えております。先ほどIT連盟の別所さんから課徴金で抑止になるのかというようなお話がございましたけれども、森構成員から繰り返す事業者には加算規定の導入をすることで差別化ができるのではないかという御意見がございました。私は差別化できるというところにとっても賛同いたしました。

私からは以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

まだ御質問・御意見がおりになる方もいらっしゃるかと思うのですが、お時間の都合上、一旦ここで質疑を切らせていただきまして、今後の進め方については事務局で検討して御相談させていただければと思います。

もう一つの議題であります団体訴訟の件、資料4でございますが、本日は説明だけさせていただいて、質疑等は次回に回させていただきたいと思います。

それでは、事務局より資料4に基づいて説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料4に基づきまして御説明をさせていただきます。こちらは現行制度の検討の方向性についてということで、団体による差止請求制度及び被害回復制度に関するものとなります。

1 ページ目、こちらは相談ダイヤルの苦情受付実績ということでございまして、先ほどの資料1に沿って御紹介いただきましたものと重なります。上の枠に書いてございまして、改めてでございますけれども、相談ダイヤルの苦情受付、個人からのものが毎年95%以上であること、内容につきましては第三者提供、利用目的に関するものが毎年6割以上を占めていること、令和4年度以降につきましては開示に関するものが1,000件を超えているということでございまして、個人が不安感を覚える事例が一定数あるだろうということがいえるかと思えます。

2 ページ目、個人の権利救済手段を多様化することの重要性ということと書いておりますけれども、上の枠に書いてございまして、先ほど御紹介したとおり、個人が不安感を覚える事例が一定数生じているということでございます。各事業者におかれましては、大量の個人情報を取り扱うことも多いかと思えます。その場合、ある者の個人情報について違法に取り扱っている場合については、ほかのものの個人情報についても同様に違法に取り扱っている可能性が十分にあるだろうということは一般論としていえるかと思えます。現に一個人の申告が多数の個人情報の違法な取扱い発見の端緒となった事例も発生しているということがいえるかと思えます。

こうした観点から違法な個人情報の取扱いに起因する個人の権利利益の侵害については、プライバシー侵害とか差別的取扱いも事後的な救済が困難である場合が多いかと思えます。これらについて適切に対応していくことが重要であるかと思えます。

他方、下の枠に二つ書いてございまして、左側のところ、本人の権利行使による対応の限界のところでございます。現行法においては違法な個人情報の取扱いが行われた場合、利用停止等請求、こちらは法第35条、また、民事上の権利としまして損害賠償請求をすることが可能でございます。これらの請求は違法行為全体を止めることであるとか、あるいは他の個人情報についての違法行為の予防について請求できるものではないということがございますので、不特定多数の個人に生じる同種の、また、回復困難な被害の発生まで防止できるものではないということ、また、個人の目線で考えた場合には、訴訟費用ということも当然大きなファクターとなってまいりますので、これを理由に請求を断念せ

ざるを得ない場合も多いかと思えます。

また、右側でございますけれども、当委員会の権限行使による対応の限界というところで書いております。先ほど御紹介いたしましたとおり、法第147条、第148条等の指導、助言、勧告、命令といった枠組みによって、この権限行使によって被害発生防止ということが可能ということは一つの事実かと思えます。

他方において、当委員会の体制面や人的資源についても限界があります。先ほどの議論でもございましたけれども、一般法としての性格がございますので、必ずしも全ての違反行為に迅速かつ網羅的に対応できるとは限らないということがあるかと思えます。こうしたことを考えた場合、個人情報や違法に取り扱われていることを把握した場合において、適切に権利救済を受ける手段を多様化することが重要ではないかということがいえるかと思えます。

3ページ目からが消費者団体訴訟制度の御紹介となります。こちらの枠の中に書いてございますけれども、現行の枠組みにおいて内閣総理大臣が認定した消費者団体が消費者に代わって事業者に対して訴訟等を行うことができる制度ということがございまして、差止請求、被害回復の二つがございます。

差止請求は二つ目のポツでございますけれども、事業者の不当な行為、不当な勧誘、契約条項とか表示について、適格消費者団体が不特定多数の消費者の利益を保護するために、その行為の停止を求めることができるもの。

被害回復制度につきましては、不当な行為によって多数の消費者に共通して財産的被害等が生じている場合において、特定適格消費者団体が消費者に代わって裁判を通じて被害の集団的な回復を求めることができる制度となっております。

それぞれ担い手となる団体につきましては下の表に書いているところでございますけれども、適格消費者団体が今全国で26団体、特定適格消費者団体が全国4団体ということでございまして、下に書いてある要件を満たしたものは内閣総理大臣の認定を受けて活動するというようになっております。

4ページ目は適格消費者団体が26あると御紹介したものの一覧でございます。

5ページ目は差止請求の大きな流れになります。基本的には右側の流れを御覧いただくのが一番イメージしやすいかと思えますけれども、事例①から⑥を書いてございますけれども、消費者からの情報提供等によって被害情報の収集、分析、調査をする。その上で、事業者に対して、裁判外の交渉となりますけれども、業務改善を申し入れる。その段階で③にあるとおり、団体と事業者で協議を行って、成立をすれば事業者による業務改善ということになりますけれども、仮に不成立となった場合については、提訴前の書面による事前請求を行った上で裁判所に訴えを提起する。そのまま⑥になりますけれども、裁判になりますので、判決、ないし裁判所の和解によって終わるということになるかと思えます。

下の実績に書いてございますけれども、制度運用が始まってから966件の請求が行われて、差止請求訴訟に至ったものが85件ということが確認できているところでございます。

6 ページ目、こうした状況を踏まえた個人情報保護法上の差止請求制度の検討についてでございます。先ほど御紹介をいたしましたとおり、不特定多数の消費者の個人情報違法に取り扱われているのが発生している状況でございます。また、本人による対応も考えられますけれども、先ほど御紹介しましたとおり、不特定多数の他の消費者に生じる被害の発生まで防止できるわけではないところがございまして、権限行使を断念せざるを得ない場合もある。当委員会の権限行使での対応ということも、体制・人的資源等による限界があるということがございます。

こうしたことを踏まえて下の枠でございますけれども、当委員会の法執行が行き届いていない部分における不特定かつ多数の消費者に係る被害の未然防止・拡大防止を図る観点から、適格消費者団体に個人情報保護法上の差止請求権を適格消費者団体自身の権利として付与することが考えるのではないかとということ。

この場合において、違反行為によって個人の権利利益が侵害されるおそれが高い、利用停止請求等の対象条文に係る違反行為をこの対象とすることが考えられるのではないかと。この場合において、パブリックコメントでも寄せられましたけれども、適格消費者団体の体制面への支援等が必要であるという御意見をいただいておりますので、こういったものに対する対応をどのように考えるかということが議論となるかと思われま。

7 ページ目は、先ほど課徴金のところでも出てまいりました表でございますけれども、右側の差止請求（案）と書いている列を御覧いただきますと、対象となる条文ということで18、19、20、27、28、これらが挙げられているところでございます。

8 ページ目は特定適格消費者団体による被害回復の仕組みとなります。右側にあります第1段階、第2段階の図を見ていただくほうが恐らくイメージしやすいかと思っておりますけれども、第1段階として特定適格消費者団体が訴訟を提起いたしまして、事業者側の責任の確定を行うこととなります。訴訟となった場合、第2段階に移りますけれども、個別の消費者の債権を確定するための手続に移ることになります。詳細は第2段階と書いてあるところの①から⑥にあるとおりでございます。申立てを行って対象となる消費者に情報提供を行う、消費者自身が特定適格消費者団体に依頼する、授権という形になりますけれども、これを集約して裁判所に届け出るという形で、最終的に協議内容とか簡易確定といったプロセスを経て金銭を支払うということになってございます。

実績でございます。この消費者裁判手続特例法というのが根拠法になるわけでございます。本年1月末までの間になりますけれども、特定適格消費者団体によって提起された訴訟の件数が8件というような状況になっているところでございます。

9 ページ目は、これらを踏まえた考え方になりますけれども、こういった形で被害回復の対象につきましては、消費者と事業者との間に締結される契約に関して、被害を受けた消費者から事業者に対して一定の金銭の支払いの請求が生じるものとなっているところでございます。

こちらについて、一つ飛びますけれども、令和4年に消費者裁判手続特例法が改正され

たわけでございますけれども、以下の①②の要件を満たす場合について対象に追加されたところでございます。①に書いてあるところ、その額の算定の基礎となる主要な事実関係が相当多数の消費者について共通するものであること、また、②はかつということになりますけれども、以下のいずれかに該当するものであること、財産的請求と併せて請求されるものであって、財産的請求と共通する事実上の原因に基づくもの、あるいは事業者の声によって生じたものとなっているところであります。

これらを踏まえて、矢印の先にごございますけれども、こうした場合の個人情報の漏えい等が発生した場合の慰謝料請求等は、直ちにこういった要件を満たさないことが考えられます。そうしましたときに、現行法の被害回復手続の対象とならない場合が多いと考えられますけれども、こういった点についてどのように対応されるべきかということが議論になるかということで考えているところでございます。

説明が若干駆け足でございましたけれども、事務局からの説明は以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

駆け足ではございましたけれども、資料4の説明まで今日のところは終わりました。

議事進行に不首尾がございまして、時間を大幅に超過しまして申し訳ございません。

○森構成員 申し訳ありません。課徴金のことが終わってしまうので一言だけ、先ほどの経済法かどうかというお話についてなのですけれども、経済法だったら課徴金がフィットするという話ではなくて、その法律で定めるルールに違反することによって、経済的利益が一定程度上げられることが典型的に想定されるようなものであれば、それは課徴金がフィットするというので、経済法でなければ課徴金が入れないということではないと思います。

以上です。

○清水座長 どうもありがとうございます。

○日本IT団体連盟 そこは意見の相違かなと思っていますけれども、法律の本質に照らしてきちんと考えていただきたいというのが趣旨です。

これはお願いなのですが、多分今の課徴金のところについて、まだ、新経連さんの質問は途中でし、残っていると思いますので、きっちりそこはこの後も継続していただきたいと思っています。それが終わってから4番目の課題に移っていただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○清水座長 どういう形で進めさせていただくか、事務局と相談させていただきたいと思っています。

若目田様、どうぞ。

○若目田構成員 意見というか要望に近いのですが、資料の中で違法な第三者提供等に関する類型が示されておりますが、タイトルには事例とされていますので対象がどの事業者であるか分かる状態で分類がなされています。事例であればいいと思いますが、それが課徴金制度の検討の方向性の資料にも入っており、さもこの企業が課徴金の対象になるかの

ような印象を強く持たれる可能性がありますので、資料の作り方には配慮をお願いしたいです。また、種類の示し方として「人材サービス事業者」とか「コールセンターサービス事業者」といった具体的業種を特定して示すことは適切ではないと思います。資料の作り方については、それらリスクも含めて御配慮いただけたらと思います。

以上です。

○清水座長 表記の在り方ですね。注意するようにいたします。

それでは、今後の予定等につきまして、事務局よりお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

本日の議事録につきましては事務局にて案を作成の上、構成員及び関係団体の皆様に御確認いただきまして、確認を取り次第、当委員会のホームページに公開予定でございます。

次回日程につきましては検討調整の上、別途事務局から御連絡いたします。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

以上で本日の会合を終了いたします。どうもありがとうございました。